

議会運営委員会

平成31年4月15日（月曜日）午後 1時30分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副議長 山本はるひ

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事調査係長	関根達弥	主査	室井良文

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)議長選挙及び副議長選挙について
 - (2)議席の取扱いについて
 - (3)会期のあり方について
 - ・閉会中の継続審査に係る特定事件
 - (4)政策形成サイクルについて
 - (5)その他
4. 閉会

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○吉成委員長 では、改めまして、皆さんこんにちは。

◎委員長挨拶

○吉成委員長 午前中は開こん記念祭ということで、桜の花の散る下での式典だったかなというふうに思いました。改めてまたこの地域の歴史を再確認できる、そういった催しかなと思います。

さて、何かとお忙しい中、議会運営委員会、開催をさせていただきました。いよいよ臨時議会が5月に差し迫っているわけですが、それに対しての、少し決めておかなければいけない事項等々ございます。

それから、これまで検証作業を進めてきた中で取組実行計画をつくったわけですが、それらを今度、具体的に進めていく中で、今回、議運のほうとして、次の議運であったり特別委員会に、ぜひ、それらをまた改めて利用していただくための下資料として、今回、皆さんにお示しするものもございますので、それについての協議をいただきながら、今回進めてまいりたいと思います。

大方1時間程度でできたらなというふうに、これは希望的、私の観測なんです、ご協力のほうよろしく願いいたします。

◎協議事項

○吉成委員長 それでは、早速3の協議事項に入りたいと思います。

(1)議長選挙及び副議長選挙について。

これについては、皆さんのお手元に所信表明会の実施要綱等示しております。所信表明会の流れなんかも、フロー的な形として残しております。

それでは、係長のほうから説明をお願いします。係長。

○関根議事調査係長 それでは、(1)番についてご説明いたします。

資料、まず所信表明会の実施要綱をお手元に配らせていますので、そちらをごらんいただければと思います。

この中で、この後にもかかわりますポイントを大きく2つご説明申し上げます。

まず一つ目につきましては、第2条、所信表明会の開催ということで、議会の暫時休憩中に開催しますよということがルールです。

それと2つ目が、第3条、所信表明の申し出という中で、この第3条の2項と3項なんです、2項につきましては、一般選挙後、最初の議会では招集日の午前9時までには所信表明を提出、3項では、会期中に議長または副議長の辞職を許可したときは、暫時休憩中に事務局長の指定する時刻までに提出ということでございます。

ただし、今回は議長が欠けているというふうなことでございますので、例年と違うやり方になるというふうな部分が必要となってまいります。

その中で、1枚おめくりいただきまして、案としまして、所信表明会の流れということで想定したものをつけさせていただきます。ここには書いてございませんが、通常のパターンですと、先ほど申し上げましたとおり、市長提出議案審議終了後、そこで暫時休憩をとり、議長から辞職願があり、副議長に交代し、辞職を許可し、所信表明会をやり、選挙をやる、そんな流れでおおむね進めてはいるわけですが、今回は初め

から議長が欠けているという中で臨時議会がスタートするという中で、まず一番初めのところが、あらかじめ所信表明の申し出を、この要綱によらずご提出いただいて、順序を決めるところまでやれるのではないかというふうなところを想定として書いてございます。

その後、臨時議会が開会となりまして、日程の中で、会期の決定後、もしくは副議長さんのほうで市長提出案件をさばいた後、暫時休憩をとりまして、その後、議長の立候補者所信表明会に移り、演説、質疑、選挙、投票というふうな進め方というようなところで、想定として、一つ案としてお示したところでございます。

副議長の立候補の所信表明会につきましては、例年どおりといたしますか、要綱どおり、議長が新たに決まった段階で暫時休憩をし、辞職届を出しということで、その後は先ほどと同じ流れになってまいるものと思われまます。

以上、簡単ですが、こんなところで案として所信表明会の流れを考えてみたところでございますので、ご確認をいただければ、そんなふうに思います。

○吉成委員長 それでは、今、わかりやすいほうの所信表明会の流れのほうが非常にわかりやすいと思いますので、これらを見ながらということになるとと思いますが、皆さんから何かご意見、質問ございますか。

今回は、今説明、係長からありましたように、従来であれば、我々4年の任期の中の半分の2年ということですので、紳士協定によって、それぞれ議長、副議長の辞任が提出された中での選挙ということになるわけですが、今回は、議長に関しましては存在ございませんので、その点はちょっと俵いが違うということになります。

実際のこの流れで、皆さん、よろしいというこ

とであれば、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような流れで進めていきたいと思えます。

申し入れの部分です。ここの部分を、あらかじめ申し出が、例えば何時から申し入れを受けるとか、その辺の決め事は可能だと思うんですが、その点については、事務局のほうではどうお考えでしょうか。

係長。

○関根議事調査係長 先ほど申し上げましたとおり、要綱に決め方がありませんので、例えば、先ほど申し上げた第3条の第2項を流用して、招集日の午前9時までにするやり方もあるでしょうし、先ほど申し上げましたとおり、例えば前日に区切ってしまうなんていうのも、決め方としてはあり得るんだろうとは思われます。そこら辺、何しろルールがございませんので、ご検討いただきたい、そんなふうに思っております。

○吉成委員長 実は、今回、臨時議会の中で、相当数の決めることが出てくるわけです。となった場合に、当然、議長に就任された方が議会を運営するわけですが、その際にも、単純に言って、相当のボリュームがたしかあったと思うんですが、そこをちょっとだけ説明していただきたいんですが。

係長。

○関根議事調査係長 今おっしゃっていただきましたとおり、委員会の改編もそうですし、それから市長さんも変わるということで市長さんの所信表明もでございます。ちなみに、同じことをやりました前回27年度の際には、終了は4時過ぎだったかと思われまます。時間的なところで大変申しわけありませんが、ボリュームとしてはになるのかな、そんなふうに思っております。

○吉成委員長 ありがとうございます。

そういったことも考えると、当日の9時にするのか、それとも、一つの案ですけれども、例えば前日、立候補を希望される方は何時に集合して、実際に議長になった際にはこのぐらいの議事進行のボリュームがあってというような、ある程度の事務局側からのレクチャーを受けることも可能だと。

それによって、本番の議会では極力トラブルのない状態で議事運営ができるんじゃないか、そういった考え方もあるんです。それが今回できる状況にあるものですから、そのような形をとってはどうかと思って。

課長。

○小平議事課長 今の関係なんです、当日、もし受け付けということになりますと、議長交代後の運営について改めてレクチャーする必要がございますので、暫時休憩を、議長の説明のために1時間程度とるとというようなことも想定されます。事前に立候補者が決まっていれば、その際にこういった運営で流れますよという説明はできるんですけれども、当日の9時ということになれば、もうそういったレクチャーしている暇ございませんので、所信表明会の前とか後に、もしくは選挙の後にまた暫時休憩をとって、そのレクチャーをやるようなことになると思います。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、課長のほうから、実際に1時間ぐらいの議事の進行についてレクチャーが必要だろうというお話がございました。

それを考えると、当日、前回4年前の際には4時までという話でしたけれども、6時過ぎる可能性も出てくるのかなという気もいたしますので、できたら前日に、立候補希望の方、集まっていた

だいて、そこでレクチャーを受ける。それから、そのほかに所信表明の順番等々、そういったことも可能ですよね。

どうでしょう、そういった流れにさせていただくということではいかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、具体的には時間はどうでしょうか。何時に決めますか。それはまた追ってにしますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、前日に集まっていただく、立候補を表明……

〔「5月14日ですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 そこは決定をさせていただいておいて、実際の具体的な時間については、また後でというふうにさせていただきます。

じゃ、そのような流れでよろしく願いいたします。

何か補足ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、(2)議席の取り扱いについての協議のほうに移らせていただきます。

これについても資料にあると思います。

では、この件についての説明を、係長。

○関根議事調査係長 昨日告示になりました市議会議員の補欠選挙、こちらに伴いまして、補欠選挙により当選した議員の議席について指定する必要があるに出てまいります。という中で、資料に基づきご説明をさせていただきます。

議席の指定につきましては、この破線に囲みましたところで2つのルール、会議規則によるところ、それから先例・事例集によるところがございます。

大きく申し上げて、(1)にありますとおり、まず一つは議長が定めるということ、それともう一つ、議席を変えようとするときには、会議に諮って変更できるというような内容がございます。

また、先例・事例集の10番には、議員の議席は当選期別とし、当選期別の若い順序に、当選同期についてはくじにより定めるというふうな規定があるところがございます。

という中で、2番にありますとおり、議席指定のパターン案ということで、これらを踏まえて幾つかのパターンをご準備してみました。議席を変更しないパターンと、議席を変更するパターンでございます。

(1)につきましては、皆さんの議席は変更せずというふうな中で、補欠選挙によって当選した議員の議席を、空席にあります議席21番に指定するというふうな手段が考えられます。この場合には、当然に議席の変更はございません。

次に、議席を変更する前提の中で3つのパターンをご準備してございます。

まず1番につきましては、補欠選挙により当選した議員の議席を議席1番とし、現在の議席1から20番までの議員の議席番号を、右から21、順次繰り上げるもの。トータルで20名の議席が変更となるパターンでございます。

②番としまして、補欠選挙によって当選した議員の議席を議席の7番、当選期別の一番後ろとし、現在の議席7番から20番までの議員の議席番号を8から21に一つずつ順次繰り上げるものでございます。14名の方が影響を受ける形になります。

③としましては、改めて全てやり直すというふうなパターンをご準備してみました。

なお、こちら3番にありますとおり、その他ということで、実はこちら、委員会の改編の話と合わせまして、4月8日の会派代表者会に提案させ

ていただいたところがございます。その中では、内容的に議会運営委員会だろうというふうなことで、そこでの判断ではなく、議会運営委員会にということでしたが、会派代表者会の意見としましては、先ほど申し上げた会議規則、その他先例・事例集等々を踏まえ、当選期別の一番前とし、順次繰り上げというふうな意見を付すというふうなお話ございました。

説明は以上でございます。

○吉成委員長 今、補欠選挙によって当選した方の議席についての説明をいただきました。

3にその他ということで、8日に開かれた会派代表者会の中では、当選された方が新人であれば1番と。その場から3期やっているのであれば、3期の議員の皆さんの一番前というような形が、会派代表者会ではいいんじゃないかと、そういったご意見でした。

どうでしょうか、皆さん。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○吉成委員長 会派代表者会で、これがいいんじゃないかというご意見だったものでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形とさせていただきます。

これについて何か補足ございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、続きまして、(3)の会期のあり方についてを議題といたします。

閉会中の継続審査に係る特定事件、当然、資料を出しておりますが、説明のほうお願いします。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、ご説明させていただきます。

閉会中の継続審査に係る特定事件についてとい

うことで、会期のあり方、こちらを考えようとしている中で、現在の議会活動の進め方を改めて振り返りいたしますと、制度上の問題があるのではないかという、そんなところがわかってまいりました。特に、閉会中の継続審査に係る特定事件の定め方、こちらに関してはコンプライアンスの観点から見直しの必要性があるのではないかと。そして、それを適正化しようとする、通年議会などの制度と密接に関係してくることから、今回、議題としてご提案申し上げるものでございます。

それでは、資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

1番の議会活動の原則ということで、釈迦に説法だとは存じていますが、改めて確認いたしますと、(1)にありますとおり、議会の活動は会期中に限定されるため、常任委員会及び議会運営委員会の活動は、原則として会期中に限られる。つまり、閉会中は、閉会中の継続審査に付された事件、いわゆる特定事件のとき、どのような調査活動もできないとされております。

例外としまして、(3)番にありますとおり、特定事件の継続審査が議決されたときは、閉会中の委員会活動も可能である、こんなところが議会活動の原則でございます。

(3)番に出てきました特定事件とはというふうなところですが、これも改めて確認いたしますと、特定事件とは、具体的な案件でなければならず、一般的、抽象的に議決することはできない。(2)、特定事件には、議決事件でなく、広く調査権や検査権の行使も含まれるというふうなところでございます。

という中で、本市議会の現状を振り返ってみますと、この表のところに書いてありますとおり、各委員会ともさまざまな特定の事件を眺め回した後、最後に何々に関する政策全般、もしくは福祉、

行政全般に関する政策等々、一番下の矢印に書いてありますとおり、多数の事項を、一般的、抽象的に総花的に議決しておりますので、特定事件の問題のあり方からすると、適切な制度の運営とは言えないのかな、そんなふうを考えているところでございます。

ちなみに、事務局サイドでもこの議会運営の会議のときにも参考にさせてもらっています「議会運営の実際」という本がございます。その一文をご紹介しますと、この閉会中の継続審査につきましては、読み上げます。

「閉会中に生ずるか、生じないかわからない事件に対応するために事件を議決するものではありません。この意味から多数の事件を継続審査とすることは、実際に審査するのであるなら問題ありませんが、そうでない場合、手続的には適法であっても、内容面にやや脱法的な要素があると言えます」というふうな書き方をしております。

とはいえ、適正に運用しよういたしますと、最初に申し上げた、1、議会活動の原則にありますとおり、行政視察を含めた現在の委員会活動が相当制限されてくる、そんなところが考えられるわけでございます。

後ろをおめくりいただきまして、ちなみに県内他市の状況を確認いたしましたところ、県内14市だけ確認したんですが、ほとんどのところが、抽象的、総花的に列記しているということで、うちと同じか、もしくは特定事件を、例えば例として出すと、足利市さんのように所管事務に関する事項とだけ定めるような場合、いずれもこのパターンが多いわけですが、いずれも抽象的、総花的に定めている、そんなところが実情でございます。

とはいえ、以上のことから、5番にありますとおり、適切でない現状を踏まえた今後の対応というところを考えていきますと、3つ対応が考えら

れるのかなというふうに思います。

(1)としましては、適切でない制度の運営、制度を継続し、委員会活動を維持。つまり先ほどの本の言葉をかりれば、脱法的であっても現状を維持するよというやり方が(1)番。

それと、(2)番として、運用を適正化する。それに合わせて特定事件を絞ることによって、結果として委員会活動が、場合によっては縮小するというパターン。

もう一つが、(3)番として、運用を適正化した上で、さらに委員会活動も維持。

というふうなところの大きく3つが考えられるのかな。

現在的那須塩原市議会の活動状況を踏まえますと、なかなか(1)(2)は選択しにくいかなと思いますと、(3)というふうなところがおのずとクローズアップされてくる。となりますと、矢印に書きましたとおり、通年議会などの会期のあり方の見直し、導入は必須なのではないかというふうに考えてございます。

破線にありますとおり、今後、活性化特別委員会なのか、どこなのかというふうなところがありますが、そこで検討するに当たりましては、通年議会などの新たな会期制度を導入するかどうか、制度云々の可否ではなくて、さまざまな会期制度のメリット・デメリットを調査・研究し、この市議会に最も適した会期制度の具体的な手法を提案、説明することが求められるというふうなところになってまいります。

ただ、6番目に書きましたとおり、閉会中の継続審査のあり方の見直しとなれば、正副委員長会議であったり、というところでの議論も必要となると思われますし、また、閉会中の継続審査の見直し時期でありますけれども、会期のあり方を見直した令和3年の改選時などが考えられるのかな、

そんなふうと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○吉成委員長 閉会中の継続審査に係る特定事件についてを議題にすると、最終的には、この通年議会、もしくは会期の通年制、ここまでかかわってくるということになるわけですね。

以前、通年議会、それから会期の通年制については、2年間ほど議論をして、時期尚早ということで、当時は導入になりませんでした。次の新たな議会構成の中で、議会活性化特別委員会の設置をされます。その中では、通年議会についての議論がなされていくわけですが、その通年議会の裏づけとなる一つの根拠として、この継続審査の特定事件というのが大きくかかわってくるということですので、これらを、次の特別委員会に議運として引き継いでいただくということで、このような形で提出をさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような形で、新たな特別委員会のほうに引き継いでいただく形をとらせていただきます。

(3)の会期のあり方について、補足ございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、続きまして、(4)の政策形成サイクルについて。

これも皆さんのお手元に資料をお出しさせていただいております。

それでは、これについての説明をお願いします。係長。

○関根議事調査係長 本年度の議運のほうで、会津若松市でありましたこの政策形成サイクルについて、まとめたものでございます。

改めまして、政策形成サイクルの導入目的を確

認してみますと、1番に書きましたとおり、市民の意見を受けとめ、それから議会として政策立案・提言へとつなぎ、そして、それを市政に反映し、住民の福祉向上を増進するというふうなところであるのではというふうなところを再確認として、1番に書き示したところでございます。

一方で、現状、議会基本条例の検証から現状を踏まえますと、市政全般に対する市民意見の把握や、政策提言につなげていく仕組みや取り組みが十分ではないというふうな総括をされたところでございます。

それを受けて、先ほども申し上げましたとおり、会津若松市議会の調査なども含めまして、今年の12月10日の議会運営委員会の中で、今後の検討の方向性として大きく2つの項目が示されたところでございます。

(1)番としましては、政策の立案・提言方法のシステム化ということで、具体的な政策形成のためのシステム、組織であったり、仕組みづくりを検討していったらどうか。

②番として、形成における既存組織等の役割を制御していったらどうかというふうなところ。

それともう一つとしまして、(2)番で、政策立案・提言のためのマニュアル化。具体的に申し上げますと、課題、問題抽出シートや調査・研究シートの作成、検討。

そんなところが12月10日の議会運営委員会で示されたところでございます。

4番にありますとおり、政策形成サイクルのイメージ案ということで、この後、お示しますが、先ほどの検討の方向性で示した(1)番についての対応ということで、この後、3の資料に基づきご説明をさせていただきますが、このA3の資料の説明にいく前に、大きなポイントとなります3つの事柄をご説明させていただきます。

ポイントの一つとしましては、活動団体を3つに区分することでございます。これは条例の検証結果としまして、政策立案・提言のシステム化という中で、課題等の抽出、調査・研究、立案・提言の段階的区分を検討とされたところを受けたものでございます。

ポイントの2としましては、政策検討委員会の新設ということで、会派活動や議員活動、議員有志（政策研究会による活動など）、政務活動からの提案を、議会活動と位置づけるための仕組みについて記載したものでございます。

ポイントの3として、検証の評価を含めたサイクルということで、政策の立案・提言ありではなくて、事務事業評価等、予算決算審査内の市民にフィードバックするところまで含めたサイクルとしたものでございます。

以上のポイントを踏まえた中で、この後ろについていますA3の資料をごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、この政策形成サイクルイメージ図（案）につきましては、議会運営委員長の原案をもとに、正副委員長の意見をつけ加えたものとなっております。赤字が未定の新規項目となっております。

まず、先ほど申し上げましたとおり、大きく横軸に第1段階、第2段階、第3段階、そして政策、施策の評価という段階を設けました。政策立案のための縦軸としまして、大きく左半分、青い波線のもの、常任委員会と中心とした政策立案・提言の流れ、大きく右側が、赤い波線で囲んだところ、こちらが先ほど申し上げたとおり、会派活動でしたり、議員活動でしたり、政策研究会でしたり、いわゆる政務活動を出発点とした政策形成サイクルに関するところというふうなものになってございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。

まず、大きな流れの中の左側、常任委員会を中心としたものについてご説明させていただきたいと思います。

まず、第1段階として、既存の議会報告会での市民からの意見、要望の矢印、それから、取組実行計画で今後検討とされました議会モニター制度、それから、シチズンシップそんなところからの意見、要望。それともう一つ、議会、委員会の議事審査から見えてくる部分の市政の課題、特に事業のスクラップ分というのは、これからの議会において非常に重要な視点になるだろうというふうに思われます。

これらをもとに、広報広聴特別委員会の中で、意見、要望の整理、それから課題、問題の抽出をする。それから、委員会の中で調査等による課題把握をするというところが第1段階のステップとして考えられるだろうというところが、今、申し上げた第1段階でございます。

そちらを経て、広報広聴特別委員会で整理された課題が、今度は常任委員会、特別委員会に持ち上げられまして、常任委員会、特別委員会の中で所管事務調査でしたり、行政調査による問題、課題の深堀りが行われるというふうな流れとなっております。

常任委員会、特別委員会で審査を進める中においては、その下の矢印にありますとおり、執行部からの意見聴取でございましたり、参考人招致、それから、取組実行計画に掲げられました大学とのパートナーシップ協定、政策アドバイザーなどが考えられるんだろうと。

順番の矢印に書きましたが、こちら辺は順番は入れかえがあることもありますでしょうし、繰り返されることもあるだろう、そんなふうを考えております。これが第2段階となります。

それを経まして、第3段階として、常任委員会、特別委員会の中で調査・検討内容を踏まえた政策の立案・提言の内容を検討するか決定が行われ、最終的には、太枠で囲みしましたところ、条例計画等のパブコメ、それから議案提出につながっていくだろうと。議会提出でない場合であっても、政策、施策の骨子を執行部に提出し、執行部案件として議会上程されることがあるだろう、そんなふうにご考えてございます。

最初に申し上げましたとおり、ポイントの3つ目として、そこまでで終わりではなくて、それを踏まえて行われた執行部などの事業実施に対して、事務事業評価等実施、今までやっておりますとおり、予算決算審査をし、それをまた一番上の議会報告会などのモニター制度の中へフィードバックさせていく、そんな流れとなっております。

もう一つの大きな縦軸の流れが、向かって右側の赤い波線の部分でございます。

先ほど申し上げましたとおり、会派活動だったり、議員活動だったりという活動のほか、これも先ほどポイントの中で説明しました議員有志によります政策研究会というのも一つの政策形成のスタートにする、そんなものとなっております。

それぞれの活動のスタートにつきましては、政務活動の中で課題が把握されるわけですが、ものによっては、報告会だったり、モニター制度というところからヒントを得ることもあるだろうということで、グラデーションの破線の矢印をつけているところでございます。

これも先ほど申し上げましたとおり、この会派活動、政策研究会、議員活動というものが、第2段階でいきますと、政策検討委員会分科会ということで、ある種、格上げになるようなイメージで思っただけであればよろしいのかなと思っております。議会に認められた政策検討委員会になります。

したならば、先ほどの常任委員会と同じような流れで政策形成を行っていくことになろうかと思えます。

当然に、既存の会派活動だったり、議員活動については、この政策形成サイクルに乗せないパターンもあり得ると思えますので、この表に掲げましたのは、あくまで政策形成サイクルに乗せるとするとこういう流れだよ。この形成サイクルに乗せないで、今までどおり、一般質問なり、会派代表質問に生かすとか、そういった手法も当然に考えられるかと思えますので、繰り返しになりますが、あくまで会派活動、政策研究会といった活動を、議会活動と位置づけるための一つの装置として、仕組みとして、こんなものも考えられるのではないかというところでお話を伺ったところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

それと1点だけ、この議会活動をサポートとする事務局のほうで考える課題としましては、紫で連携というふうなところを書きましたけれども、委員会と政策検討委員会のすみ分けといいますか、重複する部分が出てまいるかと思えますので、このすみ分けをどうやっていくとか、先ほど申し上げました政務活動費等のすみ分け、整理、そんなところにつきましては、サポートしていく書記としての技術的な課題があるのかな、そんなふうにいるところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、これ、皆さんにお示しをさせていただいて、検討すべきことを把握し、理解するというのは難しいことかなとは思いますが、これまでの議論の経過を踏まえまして、その中で、私、そして副委員長、とりあえずは、本当に素案中の素案みたいなものを示させて、こんな形で私はつくってみた

んですが、内容としてはこうですよという形でつくったんです。それを、最終的に事務局と協議をして、事務局のほうがよくそれを形として、このような形で表現をしていただきました。

当然、この流れをどこかで見たことあるなという方もいると思うんですが、これに近いのは間違いなく、先ほど係長のほうから説明にありました会津若松市議会をかなり参考にさせていただいていることは事実であります。

それと、もう一点、我々がやはり議運の中で視察に行きました三重県の四日市市議会、ここは本当に改革のランキング、常に5番以内に入っている議会ですが、そこで行っていましたが、位置づけをされていましたが政策研究会、そこから政策検討委員会、これなんかは、ほぼほぼ四日市市議会のものを入れさせていただいているという形式をとらせていただいております。

ここで、さまざまな、皆さんからご意見をいただきながら、この政策形成サイクルイメージ、このような形で次の特別委員会、これについては、活性化、それから広報広聴、両方の特別委員会に当然またがる内容、そしてもう一つは、議会運営委員会にもまたがる内容となっておりますので、そちらで当然議論はさせていただく形になりますが、できれば皆さんのご了解を得て、本議会の運営委員会としては、これを次の特別委員会なり、議運のほうにぜひ持ち越していただく、検討の土台とさせていただく、そういった形をとらせていただければと思います。

改めまして、皆さんから、今ぱっと見てというのは難しいかもしれませんが、何か質問、ご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

山本副議長。

○山本副議長 会津若松、四日市の例は何度か見せていただいているんですけども、この那須塩原

市の政策検討会、そして、それが検討委員会になって、全体会ということになるということは、最終的には議会全体の中の特別委員会になっていくのかなというイメージなんです、それを多分、26人の議員の人たちにとっては、何か突然出てきたというか、ちょっとわかりにくい、この政策研究会というもののような気がするんですけども、わかっている人たちだけでつくっても、やっぱりうまくいかないと思うんです。委員長と副委員長が提案をしたということなんで、もう少し、議員全員が理解して、それっていいよねというふうになっていくシステムなり、何か思いがあればちょっとお聞かせいただけたらいいかなと思うんですけども。

○吉成委員長 例え、政策研究会という名前をつけて、私たちがこれをどういうふうな位置づけにするかというときに、本当にいいなと思ったのが、やはり四日市市議会の、もう誰でもオーケー、集まってきて、ちょっと我々でも食育の条例つくりたいんです。じゃ、この指とまれで5人集まったと。そこでさまざまな調査・研究を練っていくということで出されると。それが幾つもあつていいんだと思うんですが、ただし、それを格上げする際の政策検討委員会にする場合には、明確なふるいにかけて、実際に、今後、その議論進めていく一番最初のところがこの政策検討委員会なのか、そういった位置づけにしたらどうかというふうな考えを持っています。

ただし、例えば議会モニター制度についてもそうですけれども、当然これも、これまで視察された方たくさんいらっしゃると思うんですが、基本となるようなことは全て、文字に起こしてお示し

をした中で議論を進めていただきたいと思います。

これもあくまでもイメージ図ですので、何もなくて議論というのはなかなか前に進まないと思うんです。そういった土台にしていればなど。せっかくこれまで我々、取組実行計画までつくったわけですから、それを少し形にするとなると、あの取組実行計画の中にも、当然、この政策形成サイクルは、つくって今度入れましょうというのがあるんです。取り組みの、これについていうと21、議会改革の推進のところ、明確に政策形成サイクルの調査・研究、導入検討と入れてあるわけですから。それを進めやすいというようにしていただくためのイメージというふうに捉えていただければ。余り細かい議論は、次のところでやっていただかないと、ここではちょっとそこまではどうかとは思いますが。

○山本副議長 つまりこの案というのは、この期の委員のですけども、これを後半の2年、もちろんこれから議長も変わっていくので、議長がどんな考えかということはすごく大きいと思うんです。こんなこと必要ないよという議長だったら、これはなかなか難しくなっていくと思うんですが、これは一応この2年間でこういう形をとって、最終的に何かつくっていきたいという形だと考えてよろしいですか。2年間のシナリオというふうには。

○吉成委員長 そういうふうには捉えていいと思いますが、それも次の構成メンバーの人たちがどういうふうには捉えるか。ただし、前提となる、この取組実行計画については皆さんの承認を得ているので、このとおりに進めると。中身がどうなるかまでは、明確にはここでは決められません。

ただし、間違いなく、この残りの2年の任期の中で、議会改革の推進の一つとして、この政策形成サイクルは形にしていくということだけは皆さんの了解を得ていますので、当然、そのような形

になるというふうに捉えています。

そのほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 これは本当にあくまでも素案ということですので、このような形で次の方々に引き継ぎをしていくということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、順調に協議が進んでまいりました。

それでは、(5)のその他についてに移りたいと思います。

事務局のほうからお願いいたします。ございせんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 係長。

○関根議事調査係長 1点お知らせがございます。

実は、議員の議席をお話しする際に、前回27年度のときはというお話を少し差し上げたと思うんですが、令和元年の第2回臨時会のデモンストラーションというんでしょうか、どんなふう動くかはことにつきまして、前回のときには会派代表者会でご説明を差し上げたところでございます。

ただし、皆さんからご意見をお聞きしましたところ、全協等で皆さんにどんな動きがあるのか説明をというふうなご意見もございましたので、全協を開催させていただきまして、臨時会当日の大きな流れ、そんなところについてご説明を差し上げる機会を設けさせていただきたい、そんなふうになっているところでございます。

日時、時間はまた改めてご連絡差し上げようと思っております。

○吉成委員長 今、係長から説明いただいたように、流れとして、結構、確認をしておかなくちゃいけない部分が出てくると思いますので、前回の際には会派代表者会のみでの説明だったので、ちょっと本番でつまづいた部分もあったと思いますので、そういったことが極力ないように、全協の中で説明をさせていただければと思いますので、その点、ご了解お願いいたします。

そのほかにもございますか。

じゃ、係長。

○関根議事調査係長 クールビズにつきまして、執行部のほうから正式な通知がありました後、またご案内差し上げようと思っております。

今聞いてございますのは、連休明けなんていう話も聞こえてきておりますが、正式にはまだ届いてございませんので、その際にはご報告申し上げようと思っております。

○吉成委員長 わかりました。

じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○吉成委員長 じゃ、以上をもちまして議会運営委員会を終了させていただきます。

大変にありがとうございました。

閉会 午後 2時15分